

大間消防署庁舎建設工事実施設計等  
プロポーザル実施要領

下北地域広域行政事務組合 大間消防署



## 大間消防署庁舎建設工事実施設計等プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、大間消防署庁舎建設工事実施設計等に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 大間消防署庁舎建設工事実施設計等業務（庁舎及び造成）
- (2) 業務内容 大間消防署庁舎建設工事に係る基本設計見直し並びに実施設計
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

### 3 予算額

82,313,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 5 日程

#### (1) 公告

令和3年7月6日（火）から令和3年7月19日（月）まで

#### (2) 第1次審査に係る質疑の提出期限

令和3年7月16日（金）午後4時まで

#### (3) 第1次審査に対する質疑の回答

令和3年7月19日（月）

#### (4) 第1次審査参加申込

令和3年7月20日（火）から令和3年7月27日（火）まで

（郵送の場合は令和3年7月27日午後4時必着とし、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。）

#### (5) 第1次審査（書類審査）

令和3年7月29日（木）

- (6) 第1次審査結果通知の送付  
令和3年8月3日(火)
- (7) 第2次審査に係る質疑の提出期限  
令和3年8月10日(火)午後4時まで
- (8) 第2次審査に対する質疑の回答  
令和3年8月12日(木)
- (9) 企画提案書等提出  
令和3年8月16日(月)から令和3年8月27日(金)まで  
(郵送の場合は令和3年8月27日午後4時必着とし、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。)
- (10) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)  
令和3年8月31日(火) (予定)
- (11) 結果通知  
令和3年9月6日(月) (予定)

## 6 参加資格

- (1) 大間町指名競争入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されていること。また、新型コロナウイルス感染症の本業務への支障並びに町民へのリスク低減を図るために、本件では県内に本社を有すること。
- (2) 大間町指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

## 7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書(様式第5号)により、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

ア 1次審査に係る質疑 令和3年7月16日(金)午後4時まで

イ 2次審査に係る質疑 令和3年8月10日(火)午後4時まで

(3) 提出先 下北地域広域行政事務組合 大間消防署 庶務係

F A X : 0 1 7 5 - 3 7 - 3 6 7 6

電子メール : fdoma119@jomon.ne.jp

(4) 回答方法 令和3年7月19日(月)及び8月12日(木)に、質問者に対し、F A X又は電子メールで回答を行うものとするが、その質問が仕様に対する質問など、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、全者に通知するものとする。

(5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

8 参加申込手続

(1) 第1次審査用提出書類

ア 参加申込書(様式第4号)

イ 会社概要(様式第6号)

ウ 業務実績調書(様式第7号)

エ 誓約書(様式第8号)

オ 本業務の取組体制(様式第12号)

カ 管理技術者及び各担当技術者の資格・業務実績調書(様式第13号)

キ 協力事務所に関する調書(様式第15号)※協力事務所がある場合のみ

ク 設計共同体調書(様式第16号)※設計共同体の場合のみ

(2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

(3) 提出期間 第1次審査書類は、令和3年7月20日(火)から令和3年7月27日(火)までとする。

(郵送の場合は令和3年7月27日午後4時必着とし、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。)

(4) 提出先 〒039-4601

青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道19番地1

下北地域広域行政事務組合 大間消防署 庶務係

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

## 10 企画提案に当たっての提案課題等

### 《設計と条件》

大間消防署庁舎建設工事（2階建て、2,000㎡程度）

1階部分 車庫、事務室他 1,300㎡程度

2階部分 会議室、原子力資機材庫他 700㎡程度

訓練棟（5階建て）330㎡程度

訓練副棟（庁舎併設）

大間消防署庁舎建設に伴う造成・外構工事 敷地面積6,400㎡

※詳細は、特記仕様書を参照のこと

### (1) 提案課題

令和2年度にて実施した「大間消防署庁舎建設基本設計及び造成設計（造成・測量・地質調査）」に基づき、見直し等を行い本体工事費1,000,000,000円（税込）、造成・外構工事費等100,000,000円（税込）程度の基本設計見直し並びに実施設計に関する企画提案書の作成をすること。

なお、建設場所については、大間消防署庁舎建設基本設計及び造成設計（造成・測量・地質調査）中、青森県下北郡大間町大字大間字大間平地内とする。

ア 各種災害及び原子力災害における防災拠点として、耐震上及び防火上安全な建築計画・構造であり、かつ緊急出動における初動体制を確立できる消防庁舎。

イ 24時間勤務体制を考慮し、職員の業務と生活の両面に配慮した消防庁舎。

ウ 各種来庁者に開かれた消防庁舎に対する提案

エ イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に対する提案

○ 建設費・光熱水費・維持管理費等を縮減するための実現性のある方策を提示する。

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(3) 提出期間 第2次審査書類は、令和3年8月16日（月）から令和3年8月27日（金）までとする。

（郵送の場合は令和3年8月27日午後4時必着とし、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。）

(4) 提出先 「8(4)提出先」と同じ

(5) 第2次審査用提出書類

- ア 業務の実施方針（任意様式 A4判横書き片面1枚以内）
- イ 参考見積書（様式第17号）
- ウ 企画提案書（(6)の範囲で任意様式）

(6) 企画提案書の規格

- ア 横書き、左肩綴じで作成すること。
- イ 企画提案書はA3判で片面1枚以内とし、A4判折込みとする。
- ウ 企画提案書には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこと。

(7) 提出部数 15部、電子データ（CD又はDVD）1枚

1.1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

今回のプロポーザルに参加し、第1次審査通過者からの企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 日 時

令和3年8月31日（火）予定

(2) 場 所

大間消防署の指定する場所（第1次審査結果通知時に案内する。）

(3) 説明者・参加人数

説明者は、本業務の取組体制に記載した者のうち主担当となる者が行うこと。  
なお、プレゼンテーションに参加する人数は3人以内とする。

(4) 説明時間

実施日時とともに第1次審査結果通知時に案内する。

(5) 説明資料

- ア パソコンは各者にて持参し、PowerPointで作成した電子データにて、プレゼンテーションを行うこと。
- イ プロジェクター（NEC社製VE282）及びスクリーンは当方で準備する。
- ウ 提案書は、文章及びイメージ図等で表現すること。イメージ図等の作成にあたっては、社団法人公共建築協会発行「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」に記載されている技術提案書への表現例やプロポーザルにおける表現の許容範囲の定義を参考としつつ、本件が基本設計の見直し並びに実施設計業務であることから、意図が伝わる具体的なイメージ図まで許容範囲とする。
- エ 模型及び追加資料等の持ち込みは禁止する。
- オ プレゼンテーションの説明資料は、企画提案書に沿って作成すること。
- カ 説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこと。

## 1.2 審査方法等

### (1) 第1次審査

- ア 審査方法 第1次審査用提出書類により書類審査を行う。なお、参加者多数である場合には、第1次審査の結果、5者程度を第1次審査通過者として選定する。
- イ 審査項目
  - ・資格（管理技術者及び各主任技術管理者経験等）
  - ・同種又は類似業務の実績等
  - ・本業務の取組体制

### (2) 第2次審査

- ア 審査方法 第1次審査により選定された事業者からの第2次審査用提出書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。
- イ 審査項目
  - ・企画提案書の内容（的確性・実現性）
  - ・見積内容

## 1.3 審査結果通知

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第10号）により通知する。なお、第1次審査を行う場合はプロポーザル第1次審査結果通知書（様式第11号）により通知し、第1次審査を通過した事業者には第2次審査の日程等についても、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

## 1.4 契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、当組合と最優秀者は、本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約に当たっての条件は以下のとおりとする。

- (1) 契約方法は、随意契約とする。
- (2) 委託料は、構造及び規模により当組合の算出した金額とし、契約限度額82,313,000円以内（消費税相当額含む）とする。
- (3) 本業務を受注した者及びその協力事務所は、本施設に係る全ての工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことは出来ない。
- (4) 本業務を受注した者及びその協力事務所と次に掲げる事実が認められる建設業者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできない。
  - ア 一方が他方に出資していること。

- イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。
- (5) 最優秀者に選出された者が、本プロポーザル終了後に、本業務参加資格を喪失した場合、又は、当組合と最優秀者による本業務の契約締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。
- (6) 本業務に関する建設工事（令和4年度から令和5年度）については、指名競争入札により契約を締結する予定である。

## 1.5 その他

### (1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- エ 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

### (2) 資料について

発注者は、本プロポーザルの実施に当たり、資料として「大間消防署庁舎建設工事基本設計及び造成設計（造成・測量・地質調査）」抜粋を提供する。

ただし、この資料は、本プロポーザル参加における「企画提案書」作成のための資料にのみ使用・活用することとし、それ以外の目的に使用・活用することはできない。

### (3) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

### (4) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

### (5) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、

全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(6) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、下北地域広域行政事務組合情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に対し開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。また、契約締結後、最優秀者案を当組合ホームページ等で公表する予定である。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(7) 言語及び通貨単位について

本業務において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本円とする。

1 6 問い合わせ先

下北地域広域行政事務組合 大間消防署 庶務係

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道19番地1

電話 0175-37-3107

FAX 0175-37-3676

電子メール fdoma119@jomon.ne.jp

